

愛媛県緊急地域雇用維持助成金の御案内

～ 雇用の維持を図る事業主を支援します ～

愛媛県では、雇用調整が地域経済に深刻な影響を及ぼす地域において、従業員の雇用維持に努力する事業主に助成金を支給して、雇用の安定や事業活動の継続を支援します。なお、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた事業主は、県内全域が対象となります。



～助成内容～

支給対象…国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた事業主（教育訓練・出向によるものは対象外）

- ・南予地域※、久万高原町及び砥部町に所在する事業所
※宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町
- ・**県内全域の事業主（新型コロナウイルス感染症の影響に伴うものに限る。）**

国の「雇用調整助成金」の支給率に応じて次の金額を助成
 （1事業所当たり年100万円を上限）

区分	国の支給率	県助成金の額
大企業	2分の1	国支給決定金額の 5分の1の額 （休業手当額の 10分の1の額）
中小企業	3分の2	国支給決定金額の 20分の3の額 （休業手当額の 10分の1の額）

助成割合 イメージ



○申請手続 「支給申請書」と添付資料を下記へ提出してください。（郵送可）

〒790-8570 愛媛県 経済労働部 産業人材室（封筒への住所記載不要）

○申請書類の入手方法 県ホームページからダウンロード
 （「愛媛県、維持助成金」で検索）